



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0048

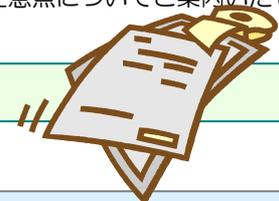
東京都千代田区神田司町2丁目4-2 小山ビル5F

電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276

担当: 広林

4月から[雇用保険被保険者離職証明書]の様式が変更になります

あおぞらレター120号でもご案内いたしましたが、4月1日から高年齢者雇用安定法が施行されました。それに伴い、定年再雇用の基準が変更され、離職票の様式も変更になりました。今号は、様式の変更点・記入の注意点についてご案内いたします。



◆ 変更点 → 定年による離職理由の具体化

【旧様式】

2. 定年、労働契約期間満了等によるもの

【新様式】

2. 「定年によるもの」

3. 「労働契約満了等によるもの」

● 60歳定年により退職の場合

65歳までの継続雇用制度あり

本人は継続雇用を希望したが、就業規則に定める解雇又は退職事由に該当した為、対象にならず離職

定年後の継続雇用の希望の有無

具体的な離職の理由

事業主記入欄	離職理由
<input checked="" type="checkbox"/>	2 定年によるもの 定年による離職(定年 60歳) 定年後の継続雇用 { <ul style="list-style-type: none"> を希望していた (以下のaからcまでのいずれか1つ選択してください) を希望していなかった
	a 就業規則に定める解雇事由又は退職事由(年齢に係るものを除く。以下同じ。)に該当したため(解雇事由又は退職事由と同一の事由として就業規則又は労使協定に定める「継続雇用しないことができる事由」に該当して離職した場合を含む。) b 平成25年3月31日以前に労使協定により定めた継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準に該当しなかったため c その他(具体的理由: _____)

斜体部分が追加になりました。該当する項目を選択してください。

● 定年後の継続雇用制度における契約期間満了で離職した場合

60歳定年、65歳までの継続雇用制度あり

本人は継続雇用を希望したが、労使協定による基準に該当しなかった為、継続雇用制度の契約期間満了により離職

離職理由

3. 「労働契約満了等によるもの」

事業主記入欄	離職理由
<input checked="" type="checkbox"/>	3 労働契約期間満了等によるもの (2)労働契約期間満了による離職 ① 下記②以外の労働者 (1回の契約期間 12箇月、通算契約期間 12箇月、契約更新回数 0回) (契約を更新又は延長することの確約・合意の 有・ 無) (更新又は延長しない旨の明示の 有・ 無) (直前の契約更新時に雇止めの通知の 有・ 無) 労働者から契約の更新又は延長 { <ul style="list-style-type: none"> を希望する旨の申出があった を希望しない旨の申出があった の希望に関する申出はなかった
	具体的事情記載欄(事業主用)必ず記載してください。 平成25年3月31日以前に労使協定により定めた継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準に該当しなかった



4月1日以降も改正前の旧様式を使用することができますが、記載方法に注意が必要です。又、電子申請についてはシステム改修等の実施がされるまでは従来通り改正前の様式での申請になります。返戻される離職票2についても改正前の様式による交付になります。 参考 URL http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/dl/koyouhoken_henkou.pptx

その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277